## 個人情報ファイル簿 個人情報ファイルの名称 軽自動車税システム 実施機関の名称 市長 個人情報ファイルが利用に供 される事務をつかさどる組織 総務部 税務課 の名称(課名等) 個人情報ファイルの利用目的 軽自動車税賦課のため 個人情報ファイルの記録項目 1氏名、2住所、3課税状況、4納付状況 記 録 範 囲 軽自動車税の対象車両及び所有者等の情報 収 集 方 法 所有者本人や関係人からの申告及び届出 要配慮個人情報の □有 ☑無 無 有 個人情報を経常的 に提供する場合の 提 供 先 名 称 総務部市長公室 開示請求等を受理する 〒987-0511 組織の名称及び所在地 所在地 登米市迫町佐沼字中江二丁目6番地1 訂正及び利用停止に関する 他の法令の規定による特別 の手続 ☑法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル) □法第60条第2項第2号 個人情報の処理形態 政令第21条第7項に該当 (マニュアル処理ファイ するファイル ル) □有 ☑無 考 備

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。